

青森県環境影響評価審査会の意見

((仮称) 市浦Ⅱ風力発電事業 環境影響評価方法書)

- 1 「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」で定める地域区分を踏まえた上で事業計画の検討を進めるとともに、関係自治体及び周辺地域の住民等と良好な関係を構築し、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られた事業計画の検討を進めること。
- 2 対象事業実施区域及びその周辺には、既存及び計画中の風力発電事業が多数存在することから、これら事業の情報を十分に収集した上で、本事業との累積的な環境影響について適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 3 事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、関係市町村及び地域住民等の意見を踏まえること。
また、環境影響評価法で開催が義務付けられている説明会を活用するなど、地域住民等に対し、丁寧かつ十分な説明や意見交換を行うこと。
- 4 対象事業実施区域の西側には、市浦鳥獣保護区が存在している。風力発電設備の設置及びそれに伴う樹木の伐採や土地の改変により、動植物の生息・生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、事業計画の具体的な検討に当たっては、樹木の伐採や土地の改変が極力少なくなるように計画すること。
- 5 対象事業実施区域にはヨシクラス、ヒノキアスナロ群落等の植生自然度の高い植生が存在しているため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、現地調査を十分行った上で、これら自然度の高い植生に重大な影響を及ぼさないよう、同区域からこれらの植生エリアを除外すること。
- 6 相内川北の海成段丘面（相内台地）上には、屏風山砂丘と同様の縦走砂丘が分布しており、地形景観として貴重なものである。改変により地形崩壊、土砂流出等の重大な影響を及ぼすおそれがあることから、重要な地形及び地質の現地調査においては適切な手法により、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずるとともに、大規模な改変は極力避けること。